

太田市区制事務女性参画推進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市まちづくり基本条例（平成17年太田市条例第318号）第4条第6号に掲げる基本原則に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組として女性役員参画を推進する行政区に対し、太田市区制事務女性参画推進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政区 太田市区制規則（平成17年太田市規則第6号）別表に定める行政区をいう。
- (2) 女性区長 太田市区制規則第4条第1項の規定により同規則別表に定める行政区の推薦により市長が委嘱した女性の区長をいう。
- (3) 女性区長代理 太田市区制規則第4条第1項の規定により同規則別表に定める行政区の推薦により市長が委嘱した女性の区長代理をいう。

(奨励金の交付対象)

第3条 奨励金は、行政区の推薦により市長が女性区長又は女性区長代理を委嘱した当該行政区に対し交付する。

(奨励金の交付額)

第4条 奨励金の額は、女性区長1人当たり5万円、女性区長代理1人当たり2万円とする。

- 2 奨励金の交付額の算出は、市長が太田市区制事務女性参画推進奨励金交付申請書（別記様式）を受理した日を基準として行う。
- 3 奨励金は、予算の範囲内において交付する。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする行政区は、太田市区制事務女性参画推進奨励金交付申請書に必要書類を添えて、市長へ提出するものとする。

- 2 奨励金の申請は、1行政区当たり一の年度について1回限りとする。ただし、市長が認めるやむを得ない事情により新たに女性区長又は女性区長代理が行政区より推薦され、市長がこれを委嘱した場合は、この限りでない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認め

る場合は、当該申請をした行政区に奨励金の交付を決定するものとする。

(奨励金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により奨励金の交付を決定したときは、第4条の規定により算定した額を当該行政区の区長が指定した口座へ振り込むことにより交付するものとする。

(予算計上)

第8条 交付された奨励金は、行政区の会計に計上しなければならない。

(使途)

第9条 奨励金の使途は各行政区の裁量によるものとし、市長は奨励金の使途について指定は行わない。

(奨励金の返還)

第10条 市長は、奨励金を交付した行政区が偽りその他不正の手段により交付決定を受けたと認めるときは、当該交付決定を取り消すものとする。この場合において、既に奨励金が交付されているときは、市長はその全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に奨励金の交付を受けた行政区については、第10条の規定は、なおその効力を有する。